

会議名	第1回港区立保育園給食調理業務委託事業候補者選考委員会
開催日時	令和元年9月2日(月) 10時30分から 正午まで
開催場所	区役所5階 子ども家庭支援部会議室
委員	出席者 6名 学識経験者：富永 暁子委員、西山 良子委員、廣瀬 裕委員 区職員：有賀 謙二委員、加茂 信行委員、山越 恒慶委員
事務局	保育課運営支援係 上野係長、菊池副係長、中川
傍聴者	なし
会議次第	1 開会 2 委嘱状の交付 3 委員紹介 4 委員長の選出について 5 選考委員会選考スケジュール(案)について 6 事業候補者募集要項(案)について 7 第一次審査方法及び審査表(案)について 8 第二次審査方法及び審査表(案)について 9 閉会
配付資料	資料1 港区立保育園給食調理業務委託事業候補者選考委員会設置要綱 資料2 港区立保育園給食調理業務委託事業候補者選考委員会委員名簿 資料3 選考委員会選考スケジュール(案) 資料4 港区立保育園給食調理業務委託事業候補者募集要項(案) 資料4-2 仕様書(素案) 資料4-3 給食調理業務契約内容(案) 資料4-4 港区立保育園給食調理業務委託事業候補者選考方針(案) 資料5 港区立保育園給食調理業務委託事業候補者募集要項様式集(様式1~7) 資料6 第一次審査項目及び評価基準について(案) 資料6-2 第一次審査表(案) 資料7 第二次審査の審査方法について(案) 資料7-2 第二次審査表(案) 資料7-3 第二次審査試食審査用レシピ(案) 資料7-4 第二次審査試食作業工程表(案)
会議の結果及び主要な発言	
	【1 開会】 子ども家庭支援部長挨拶(詳細省略) 【2 委嘱状の交付】 (詳細省略) 【3 委員紹介】 (詳細省略)

	<p>【4 委員長の選出について】 （詳細省略）</p> <p>【5 選考スケジュール（案）について】 （事務局が、資料3に基づき説明する。） 選考スケジュール（案）については、原案通り決定とする。</p> <p>【6 事業候補者募集要項（案）について】 （事務局が、資料4、4-2、4-3、4-4に基づき説明する。）</p>
A委員	<p>事業者の負担軽減になるような仕様変更をしているということだが、実際に負担軽減になるのか事業者に確認したのか。また、負担軽減することで、給食の質は確保できるのか。</p>
事務局	<p>実際に事業者何社かにヒアリングを行い、それを踏まえた上での見直しなので、負担軽減に繋がるものと考えている。また、給食の質への影響については、区立園長会で現場の意見を確認して園外保育での現地調理が必須でないことを確認している。保育園経験から集団調理経験への変更については、業務責任者代理の要件で、業務責任者には引き続き保育園調理業務委託の経験を求めているので、質は確保され则认为している。</p>
B委員	<p>健康診断の回数を2回から1回にすると、年度途中から働き始める人の確認はどうするのか？</p>
事務局	<p>職員の健康診断は、労働基準法で雇上時と年に1回の健康診断が求められている。新たに採用される方は、雇上時の健康診断の結果を区でも確認し、年度途中で異動する方も、定期健康診断もしくは雇上時健康診断というのは受けているので、それを確認する。</p>
C委員	<p>選考スケジュールを前倒ししているが、二次審査の結果が10月中に出る一方で、その後の契約の手続きが2月だと、時期が開いてしまうのが心配はないか？</p>
事務局	<p>事業者へのヒアリングで、港区の選考が他の自治体等に比べて時期が遅く、他で契約が決まりつつある段階では手を挙げにくいと聞いている。今回は1・2ヶ月程度スケジュールを早くして、他の自治体等に先駆けて、事業者に内定を出すことで人材を確保していきたい。契約事務は、区のルールで期間が開いてしまうが、内定を早く出すことで、事業者をしっかりと確保したい。</p>
D委員	<p>参加資格で、23区内での実績があることとしている理由は？</p>
事務局	<p>保育園の給食も東京都23区と近隣自治体では状況が異なるので、できるだけ港区内の保育園の運営に近い条件での実績を要件としている。また、東京都でも市部ではまだ調理委託を導入しておらず直営のところも多くあるので、23区としている。</p>

	募集要項について、承認とする。(結論)
	【7 第一次審査方法及び審査表(案)について】 (事務局が、資料6、6-2に基づき説明する。)
C委員	全く記入がないといった場合の点数はどうなるのか。
事務局	判断不能の場合や未記入のものは、0点とする。
B委員	食中毒の評価は、港区内での発生状況によっても評価が変わるので、港区内での発生状況を教えてほしい。
事務局	食中毒の発生はほぼないが、髪の毛やビニール片等の異物混入の事例は報告を受けている。 第一次審査方法及び審査表について、承認とする。(結論)
	【8 第二次審査方法及び審査表(案)について】 (事務局が、資料7、7-2、7-3、7-4に基づき説明する。)
C委員	資料7-4二次審査の試食作業工程表で、提供時間がそれぞれ異なっている理由は。
事務局	離乳食と幼児食の実際の提供時間に合わせて示している。
C委員	昨年とは試食審査の品目が変わっている理由は。
事務局	幼児食を手づくりパンからポークカレーに変更している。レシピ通りに調理しているかというだけでなく、行事食(誕生会用)として野菜を3品程度追加して盛付を工夫するという点を事業者から提案してもらいたいと思っている。
C委員	ポークカレーの試食は1人分ずつでご飯付きか。
事務局	盛付の審査用として1食分を用意し、試食用としてはご飯とルーを小皿に盛りつけてもらう。また、盛り付けた完成写真も事前に用意してもらう。
F委員	作業工程表審査は、離乳食と幼児食で作業する人が重なる可能性もあると思うがそれがわかるようになるのか。
事務局	作業員が重複する場合はそれがわかるように記載してもらう。
F委員	グループの組合せの考え方は?
事務局	港区は総合支所制度をとっており、その地区ごとにグループ分けしている。

A委員	BとDグループは2園だが、現行は同じ事業者なのか。
事務局	そのとおり。
C委員	新規事業者が入りにくくならないか。
事務局	これまでもグループで募集した実績があり、更新時に新たな事業者の参入もあった。 また、1園のグループもあるので、新規事業者も応募しやすいと考えている。 第二次審査方法及び審査表（案）については、原案通り決定する。（結論） 【9 閉会】 本日の委員会は以上をもって閉会する。